総 務 協 議 会 協 議 事 項

日時　令和４年５月 20 日(金)
　　午前 10 時
場所　第一委員会室

○　所管事項の報告について

１　八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

２　八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

３　八戸市総合計画等推進市民委員会の担任する事務の改正及び八戸市市政評価委員会の廃止について

４　多文化都市八戸推進懇談会の名称及び担任する事務等の変更について

５　八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の概要について

６　おくやみコーナーの開設について

７　令和３年度八戸市一般会計補正予算専決処分について

８　積算誤りによる工事請負契約の解除について

９　八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

10　投票所入場券はがきのレイアウト変更について

11　八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について

総 務 協 議 会 資 料
令 和 ４ 年 ５ 月 ２０ 日
総合政策部 南郷事務所

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

１　条例の概要　八戸市過疎地域持続的発展市町村計画に定められた南郷地域で振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした者について、固定資産税の課税を免除するための条例

２　理　　由　租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第１項の規定により専決処分したもの

３　改正の内容　八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例において、租税特別措置法及び同法施行令から引用している条項の条項ズレを解消するもの

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例
第２条関係

改正後	改正前
第 12 条第４項の表の第１号	第 12 条第３項の表の第１号
第 45 条第３項の表の第１号	第 45 条第２項の表の第１号
第 28 条の 9 第 10 項第１号	第 28 条の 9 第 10 項

４　施 行 期 日　公布の日から

５　処分年月日　令和４年５月 13 日

総務協議会資料
令和４年５月２０日
総務部行政管理課

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を設置するとともに、多文化都市八戸推進懇談会の名称をはちのへ文化のまちづくりアドバイザリーボードへ変更するほか、総合計画等推進市民委員会の担当する事務に政策公約の取組状況の評価に関する事項を追加し、市政評価委員会を廃止するためのものである。

２　改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

① 新設する附属機関

名称	担任する事務
八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1)　天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2)　天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。

② 一部改正する附属機関

	名称	担任する事務
改正後	はちのへ文化のまちづくりアドバイザリーボード	はちのへ文化のまちづくりプランの実施状況の調査審議に関すること。
改正前	多文化都市八戸推進懇談会	多文化都市の推進に関する施策の総合的な計画の策定及び実施内容の調査等に関すること。
改正後	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1)　総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2)　総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3)　八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。 (4)　市長が掲げる政策公約の取組状況について評価をし、意見を述べること。
改正前	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1)　総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2)　総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3)　八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。

③ 廃止する附属機関

名称	担任する事務
八戸市市政評価委員会	市長マニフェストの達成状況の評価に関すること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

３　施行期日　　令和４年７月１日

総 務 協 議 会 資 料
令 和 ４ 年 ５ 月 ２０ 日
総合政策部 政策推進課

八戸市総合計画等推進市民委員会の担任する事務の改正及び八戸市市政評価委員会の廃止について

１　改正及び廃止理由

これまで４年に一度行っていた市長政策公約の取組状況に対する外部評価を毎年度実施することとし、より効果的・効率的に事務を進めるため、市の政策を総合的に調査審議する八戸市総合計画等推進市民委員会にその事務を担任させるものである。

また、この改正に伴い、これまで市長政策公約の評価を担任していた八戸市市政評価委員会を廃止するものである。

２　改正及び廃止内容

（1）担任する事務を改正する附属機関

附属機関の名称	担任する事務（改正後）	担任する事務（改正前）
八戸市総合計画等推進市民委員会	(1)　総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2)　総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3)　八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。 (4)　市長が掲げる政策公約の取組状況について評価をし、意見を述べること。	(1)　総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2)　総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3)　八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。

（2）廃止する附属機関

附属機関の名称	担任する事務
八戸市市政評価委員会	市長マニフェストの達成状況の評価に関すること。

３　改正及び廃止手続

八戸市附属機関設置条例の一部改正による

４　施行期日

令和４年７月１日

総務協議会資料 令和４年５月２０日 まちづくり文化スポーツ部 文化創造推進課

多文化都市八戸推進懇談会の名称及び担任する事務等の変更について

１　変更の理由

令和４年３月に、当市の文化政策を総合的に推進する計画「はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」を策定したことから、多文化都市八戸推進懇談会の名称を「はちのへ文化のまちづくりアドバイザリーボード」へ変更するほか、担任する事務を整理するためのものである。

２　変更の内容

(1) 名称及び担任する事務の変更

① 名称

変更後	変更前
はちのへ文化のまちづくりアドバイザリーボード	多文化都市八戸推進懇談会

② 担任する事務

変更後	変更前
はちのへ文化のまちづくりプランの実施状況の調査審議に関すること。	多文化都市の推進に関する施策の総合的な計画の策定及び実施内容の調査等に関すること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

① 別表

変更後	変更前
はちのへ文化のまちづくりアドバイザリーボード	多文化都市八戸推進懇談会

３　施行期日　　令和４年７月１日

総務協議会資料
令和4年5月20日
教育委員会社会教育課

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の概要について

１．設置附属機関名

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議

２．目的

国天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」について、自然・社会環境の変動に対応し、将来にわたるウミネコの繁殖の保護を図るため、未実施であったウミネコの生態と植生及びその関係性に関し、専門的な詳細調査を実施しており、当該調査に対して意見等を述べるもの（詳細調査は、別途実施中）。

３．設置日

令和４年７月１日予定（条例改正後）

４．組織概要

①委員数　　10人程度（学識経験者や地元関係者）
②会　議　　２回（７月と１２月開催予定）

５．今後の予定

「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査」及び当該検討会議終了後、調査成果に基づき、繁殖に悪影響を及ぼす植物の駆除や、繁殖に適した最低限度の植生管理の基準等を定める「（仮称）蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画」を策定予定（令和５・６年度事業の予定）。

総務協議会資料
令和４年５月 20 日
総務部行政管理課

おくやみコーナーの開設について

１．趣旨

今後、高齢社会の進展により、死亡に伴う手続の件数増加が予想される一方で、死亡に伴う各種手続は亡くなった方によって必要な手続が異なり、様々な課の窓口を回る必要があることからご遺族の負担を軽減するため、事前予約により、必要な手続をワンストップで行うことができるおくやみコーナーを開設するもの。（一部の手続は担当課へ案内する。）

２．「おくやみコーナー」の概要

（１）実施体制

開設日	令和４年６月６日（月）
開設場所	市庁本館１階国保年金課奥（詳細は次頁のとおり）
開設時間	平日　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 1 日 4 枠の予約制 ①　午前 8 時 30 分～　②午前 10 時 30 分～　③午後 1 時～　④午後 3 時～
予約受付時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時（平日） ※6 月 1 日（水）午前 8 時 30 分から予約受付を開始 ⇒　市民課おくやみコーナー　℡43 - 9473

（２）実施業務

・国民健康保険被保険者証や各種障害者手帳等の返還、葬祭費の支給申請など 25 手続
・申請書の作成補助（ご遺族が亡くなった方の情報（住所や氏名等）を何度も記入する負担を軽減するため。）
・担当課への案内（おくやみコーナーで完了しない手続や担当課で説明が必要な複雑な手続）

（３）「おくやみコーナー」の利用方法

・利用希望日の 3 日前（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）までに電話により予約していただく。
・予約の際、ご遺族から亡くなった方の情報（氏名、生年月日等）をヒアリングし、担当課と連携して必要な手続を抽出したのち、利用日の前日（前日が土・日曜日、祝日等の場合はその前日）にご遺族の方に必要な持ち物等を電話連絡する。
・利用日当日、来庁したご遺族の方に必要な手続を確認していただき、おくやみコーナーで可能な手続を行うほか、担当課での手続が必要な場合は、職員がリレー方式で付き添い、次の担当課まで案内し、手続をしていただく。
※亡くなった方の住所が八戸市の場合に利用が可能
※従来通り、おくやみコーナーを利用せず、関係課で直接手続することも可能

３．広報

・広報はちのへ６月号（５月 20 日発行）に掲載
・市ホームページに掲載
・死亡届時に手続ガイドブックを配付

（参考）おくやみコーナーの場所

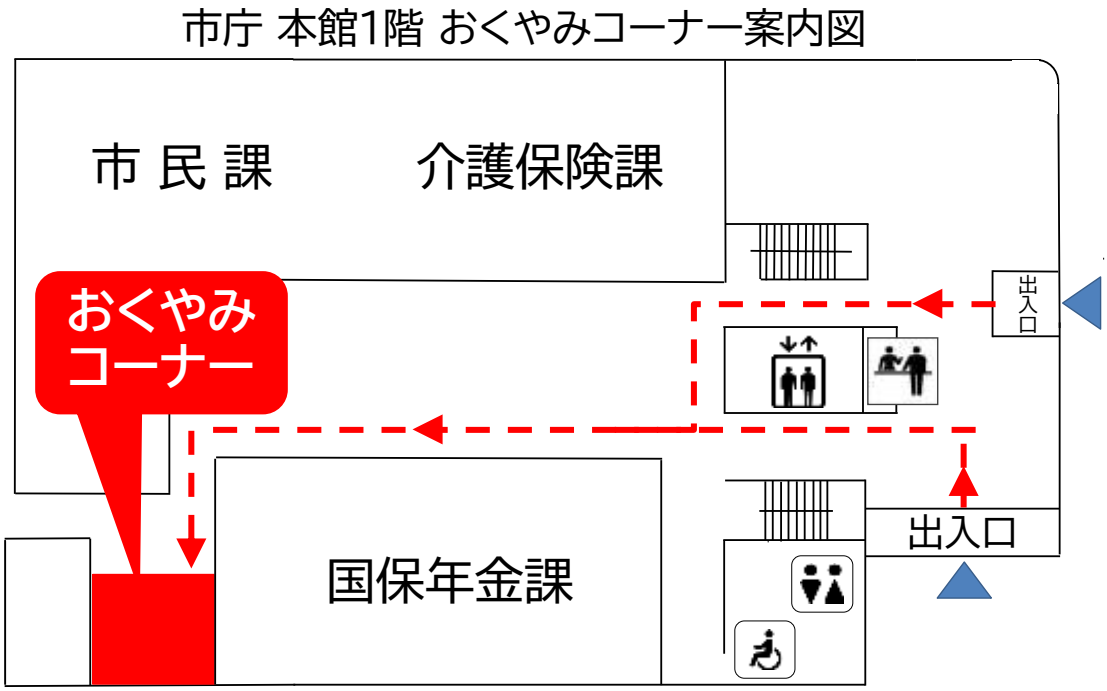

総務協議会資料
令和４年５月２０日
財政部財政課

令和３年度八戸市一般会計
補正予算専決処分の概要

処分年月日　令和４年３月３１日

◎　一般会計補正予算

１　歳　入 …… ２，５３７，０００千円

(1) 市税	1,300,702
・個人・法人市民税	(800,000)
・固定資産税	(280,000)
・その他市税（市たばこ税等）	(220,702)
(2) 地方譲与税・県税交付金等	1,276,217
(3) 地方交付税	1,052,295
(4) 国庫支出金	△　81,974
(5) 寄附金	136,679
(6) 基金繰入金	△ 375,119
(7) 市債	△ 771,800

２　歳　出 …… ２，５３７，０００千円

(1) 除雪経費	30,000
(2) 基金積立金	2,507,000
・財政調整基金	1,301,017
・市債管理基金	800,099
・退職手当基金	250,000
・その他基金（こども未来基金、奨学ゆめ基金等）	155,884

総 務 協 議 会 資 料
令和４年５月２０日
財政部　契約検査課

積算誤りによる工事請負契約の解除について

八戸市発注の下記工事において、積算単価の設定に誤りがあり、設計額が過小であったことが判明した。本来の積算では、受注者の入札額は最低制限価格未満で失格となり、落札者とならないものであったことから、入札の公平性、公正性の観点により、契約締結に当たり手続き上の重大な誤りがあったと認められるため、当該工事の契約を解除したものである。

１．工事請負契約の概要

工　事　名　　令和３年度道路建設課工事第４５号
　　正法寺下長線道路改良工事（その２）
工事場所　　八戸市大字尻内町地内
工事内容　　施工延長　Ｌ＝７０．３ｍ　施工幅員 Ｗ＝１．９～２．８ｍ
　　擁壁工、排水構造物工、舗装工、防護柵工、構造物撤去工、仮設工
工　　期　　令和４年３月２４日～令和４年１０月３１日
請　負　額　　１８，６３７，３００円（税込）
開　札　日　　令和４年３月１１日
契約締結日　　令和４年３月２３日

２．積算誤りの内容

防護柵工、構造物撤去工の積算単価に誤りがあったもの。

発注時予定価格　　１９，３００，０００円
発注時最低制限価格　　１６，９４３，０００円（受注者入札額）

正規予定価格　　１９，３８０，０００円（＋８０，０００円）
正規最低制限価格　　１７，０１３，０００円（＋７０，０００円）

３．契約の解除

解除日　　令和４年５月１３日

４．契約解除に伴う損害

・契約解除による受注者側の損害額としては、現時点で以下とおり報告されている。
　損害額　３２４，６１６円
　内訳項目　契約用印紙、工事実績データ登録料、工事名表示板、基準測量費、準備書類作成費（人件費）等
・今後、受注者と速やかに協議を行い、損害額を確定させる予定。

５．再発防止

・今後はチェック体制をより一層充実させるとともに、職員の積算能力の向上を図り、適切な事務処理手続きを徹底させる。

総務協議会資料
令和４年５月20日
財　　政　　部

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日　　令和４年３月31日

１　改正の理由

令和４年度税制改正における地方税法等の一部改正によるものである。

２　改正の主な内容

≪固定資産税≫

(1)土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%（現行：５％）とするもの。（市税条例附則第 10 条関係）

(2)地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産の課税標準の特例について、条例で定める割合を次のとおりとするもの。（市税条例附則第８条の２関係）

・ 公害防止用設備に係る特例措置のうち、下水道除害施設に関する特例について、特例率を 3/4 から 4/5 とするもの。

≪その他≫

条項ずれ等所要の改正をするもの。

３　施行期日　令和４年４月１日

総 務 協 議 会 資 料
令 和 ４ 年 ５ 月 ２０ 日
総 務 部 総 務 課
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

投票所入場券はがきのレイアウト変更について

１．内　容

選挙の際、八戸市で名簿登録されている選挙人（有権者）に対し、投票日時及び該当する投票区（投票所）を周知するとともに、投票所における受付を迅速かつ円滑に行うため、投票所入場券はがきを送付している。

これまで投票所入場券はがきには、受付時の名簿対照用に、名簿番号、氏名、住所が記載された投票所入場券のみを印刷していたが、入場券裏面に「期日前投票宣誓書（兼請求書）」を印刷することとする。

２．目　的

選挙人が、自宅等で事前に宣誓書を記入することを可能とし、期日前投票における受付の簡略化を図ることにより、選挙人の利便性向上につなげるとともに、期日前投票所の混雑を緩和することを目的とする。

【期待される効果】

⑴　受付時に当日投票をできない理由を職員に口頭で答える必要がなくなることから、選挙人のプライバシーが保護される。

⑵　受付時の宣誓書への署名に係る時間を省略することで、選挙人の投票所内における滞在時間が減少し、投票待ちの時間が短縮される。

３．変更する時期

・令和４年７月執行見込みの参議院議員通常選挙から実施。

４．主なレイアウト変更点

⑴　投票所入場券の裏面に「期日前投票宣誓書（兼請求書）」を印刷（これまでは期日前投票所で受付した際に上記宣誓書を発行していた）。

⑵　はがきの宛先面に記載する宛名について、これまで世帯主のみ記載であったが、同一はがきに記載されている選挙人の氏名を全て記載。

⑶　はがき１枚当たりの、同世帯の選挙人の記載人数が、最大４名から３名に変更。これにより、印刷及び発送数量が約５千枚増加。通信運搬費で約 28 万円の経費増の見込み。

（参考）令和３年 10 月 31 日執行衆議院議員総選挙時送付実績　109,801 枚

別紙1
投票所入場券はがき全体レイアウト案

◆配置関係

おもて面

A	B1	C1
	B2	C2

A　：宛先面
B1 ：投票所入場券①
B2 ：投票所入場券②
C1 ：投票所入場券③
C2 ：啓発情報掲載面①

うら面

C1裏	B1裏	A裏
C2裏	B2裏	

A裏　：啓発情報掲載面②
B1裏 ：期日前投票宣誓書①
B2裏 ：期日前投票宣誓書②
C1裏 ：期日前投票宣誓書③
C2裏 ：啓発情報掲載面③

郵　便　は　が　き

八戸局
料金後納
郵便

９９９－９９９９

八戸市内丸1丁目1番1号
内丸マンション2階　201号室

八戸　太郎　様
八戸　次郎　様
八戸　三郎　様

A-00001

(住所バーコード)

参議院議員通常選挙

投票日:令和４年７月10日(日)

投票所入場券

※このはがきには最大3人分の入場券が印刷されています。

八戸市選挙管理委員会
〒031-8686　八戸市内丸一丁目1番1号
電話　0178-43-9167(直通)

矢印部分からゆっくりとはがしてください。はがきがぬれている場合は、よく乾かしてからはがしてください。

順番2　順番1

投票所入場券

参議院議員通常選挙

投票区	頁番号	行番号
○○投票区	9999	01

氏名	八戸　太郎	到着番号
住所	八戸市内丸１丁目１番１号 内丸マンション２階　２０１号室	

投票日時	投票所名	八戸市庁	
7月10日 午前７時から 午後８時まで	名簿対照	投票用紙交付	参選　参比

切り離して各自お持ちください。✂

投票所入場券

参議院議員通常選挙

投票区	頁番号	行番号
○○投票区	9999	02

氏名	八戸　次郎	到着番号
住所	八戸市内丸１丁目１番１号 内丸マンション２階　２０１号室	

投票日時	投票所名	八戸市庁	
7月10日 午前７時から 午後８時まで	名簿対照	投票用紙交付	参選　参比

投票所入場券

参議院議員通常選挙

投票区	頁番号	行番号
○○投票区	9999	03

氏名	八戸　三郎	到着番号
住所	八戸市内丸１丁目１番１号 内丸マンション２階　２０１号室	

投票日時	投票所名	八戸市庁	
7月10日 午前７時から 午後８時まで	名簿対照	投票用紙交付	参選　参比

切り離して各自お持ちください。✂

〈期日前投票のおしらせ〉

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、旅行やレジャーなどの用事で投票所で投票することができない方は、期日前投票を行うことができます。（**〈期日前投票についてのお願い〉**を参照。）

投票場所	投票期間	投票時間
八戸市庁 本館１階市民ホール	6/23(木)から 7/ 9(土)まで	8:30 から 20:00 まで
南郷事務所	7/3(日)から 7/9(土)まで	
ラピア ２階ラピアホール前		10:00 から 19:00 まで
八戸ニュータウン ショッピングセンター内 ローズガーデン		

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが、真実であることを誓います。

令和　年　月　日

氏名		生年月日	明・大・昭・平 年　月　日
現住所	八戸市 ※裏面入場券に記載の住所と同じ場合は右の四角に✔ ☐		

(該当する1～6のいずれかに○をつけてください。)

1	仕事、学業、冠婚葬祭	2	1以外の用事、外出、旅行
3	疾病、負傷、出産など	4	交通至難の離島など
5	他市町村に居住	6	天災、悪天候

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが、真実であることを誓います。

令和　年　月　日

氏名		生年月日	明・大・昭・平 年　月　日
現住所	八戸市 ※裏面入場券に記載の住所と同じ場合は右の四角に✔ ☐		

(該当する1～6のいずれかに○をつけてください。)

1	仕事、学業、冠婚葬祭	2	1以外の用事、外出、旅行
3	疾病、負傷、出産など	4	交通至難の離島など
5	他市町村に居住	6	天災、悪天候

切り離して各自お持ちください。✂

〈投票所入場券に関するおしらせ〉

- はがきの内側が入場券になっていますので、下記の開封方法に従い、はがきをはがしてください。（はがき１枚につき最大３人分の入場券が印刷されています。）
- ご自分の入場券を切り取り線で切り離して、投票所にお持ちください。（入場券をなくした、忘れた場合でも投票は可能です。投票所の受付でその旨をお伝えください。）
- 入場券は本人以外のものは使用できません。

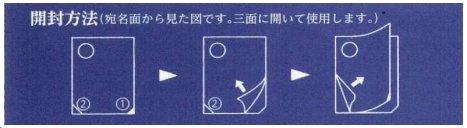

順番1　ここからはがしてください。

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが、真実であることを誓います。

令和　年　月　日

氏名		生年月日	明・大・昭・平 年　月　日
現住所	八戸市 ※裏面入場券に記載の住所と同じ場合は右の四角に✔ ☐		

(該当する1～6のいずれかに○をつけてください。)

1	仕事、学業、冠婚葬祭	2	1以外の用事、外出、旅行
3	疾病、負傷、出産など	4	交通至難の離島など
5	他市町村に居住	6	天災、悪天候

切り離して各自お持ちください。✂

〈期日前投票についてのお願い〉

期日前投票を行う際には、宣誓書の記入及び提出が必要です。ご自分の投票所入場券の裏面の**「期日前投票宣誓書」の欄に、氏名・生年月日・現住所を記入し、投票日当日に投票できない理由に○をつけた上で、**投票所にお持ちください。

期日前投票所は、時間帯によって大変混み合う場合がございますのでご了承ください。（混雑しない時間帯のご利用にご協力ください。）

※　投票する日までに18歳になっていない方で、投票日以前に投票をする場合は、期日前投票ではなく不在者投票となります。**不在者投票は八戸市庁本館１階市民ホールのみでの受付**となりますので、ご注意ください。

※　投票日当日及び期日前投票期間に、八戸市外に滞在する方については、不在者投票を行うことができます。
詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせいただくか、八戸市ホームページをご覧ください。

〈投票所でのお願い〉

○　投票所へお越しの際はマスク着用及びせきエチケットにご協力ください。
○　投票所入口にアルコール消毒液を設置しますので、手指消毒にご協力ください。
○　投票所には使い捨て鉛筆を用意しておりますが、ご自分の鉛筆の持ち込みも可能です。
○　病気やけが、障がいなどの理由により、ご自分で投票用紙に記入することができない方は、代理投票制度がございますので、投票所受付にて係員にご相談ください。

※この入場券に記載されている内容は、令和４年５月31日現在のものです。（その後に転居した場合でも、今回の選挙はこの入場券に記載された投票所での投票となります。）

別紙2　投票所入場券・宣誓書様式レイアウト案

(1) 投票所入場券（おもて面）

投票所入場券

参議院議員通常選挙

投　票　区	頁番号	行番号
○○投票区	9999	01

氏　名	八戸　太郎	到着番号
住　所	八戸市内丸１丁目１番１号 内丸マンション２階　２０１号室	

投 票 日 時	投票所名	八戸市庁		
7月10日 午前 7 時から 午後 8 時まで	名簿対照	投票用紙交付		
		参選	参比	

○サイズ：縦 70.0mm × 横 102.0mm　　※縦は投票所入場券はがき縦サイズの1/2。
※横は投票所入場券はがきの１面のサイズ。

○投票所入場券はがき１部につき、３名分を印刷。

(2) 宣誓書（うら面）

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが、真実であることを誓います。

令和　　年　　月　　日

氏　名		生年月日	明・大・昭・平 年　　月　　日
現住所	八戸市 **※裏面入場券に記載の住所と同じ場合は右の四角に✔ ☐**		

（該当する1～6のいずれかに○をつけてください。）

1	仕事、学業、冠婚葬祭	2	1以外の用事、外出、旅行
3	疾病、負傷、出産など	4	交通至難の離島など
5	他市町村に居住	6	天災、悪天候

○期日前投票を希望する選挙人（有権者）は、宣誓書の下記の事項について必要事項を記入し、期日前投票所に持参する。

(1)　日付（期日前投票する日）
(2)　氏名
(3)　生年月日　　※本人確認のため必要。
(4)　現住所欄のチェックボックス☐に✔を入れる。
(5)　当日投票することができない理由の数字に○をつける。

総 務 協 議 会 資 料
令和４年　５月２０日
学　校　教　育　課

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について

1　改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額の引き上げるためのものである。

2　改正の主な内容

○介護補償の額の改定

		(改定前)	（改定後）
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（１月）	常時介護を受けている場合	171,650 円	171,650 円
	随時介護を受けている場合	85,780 円	85,780 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（１月）	常時介護を受けている場合	73,090 円	75,290 円
	随時介護を受けている場合	36,500 円	37,600 円

3　施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記改正後の規定は、令和４年４月１日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。（改正附則第２項）